

## 小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場等関係） 実証試験要領の見直しについて（案）

「拡大ワーキンググループの実施報告」の要望・意見等から試験要領の見直しとして検討の必要な事項等を以下に示す。

### 1. 汚泥発生量（減量化）の実証方法

- 「汚泥発生量（減量化）」を実証する場合には、実証機関においてケースバイケースで計画し、水質の試験の種類（定期、日間、週間）を目安として、実証機関が決めることとなっている。
- しかし、汚泥の搬出量や搬出回数、さらに搬出する際のMLSS濃度などによる評価が原則になることも考えられる。
- このようなことから、実証機関で適切な方法により実施できるようにする。
- また、測定項目として、汚泥中のMLSSとなっているが、MLSSはSSも可能とする。
- 改訂箇所等は、次のとおりである。
  - ・20 ページ（4. 試料採取（1）の部分）
    - 現行→「なお、汚泥発生量を実証項目としている場合（汚泥発生量の低減等）における試料採取については、表8の頻度を目安として、水質と同様に技術実証委員会の助言を参考にして、実証機関が決定する。」
    - 改訂→「なお、汚泥発生量を実証項目としている場合（汚泥発生量の低減等）における試料採取については、表8の頻度を目安として、水質と同様に技術実証委員会の助言を参考にして、実証機関が決定する。例えば、汚泥の搬出量や搬出回数を参考として、試験の種類・採取頻度を定めることもできる。」
  - ・22 ページ（5. 試料採取水質分析等の表9「主要な実証項目の分析方法」の部分）
    - 現行→「汚泥のMLSS」「下水試験方法」
    - 改訂→「汚泥のMLSS 又はSS」「下水試験方法又は昭和46年環告第59号「水質汚濁に係る環境基準について」付表7」

### 2. 週間試験の省略（又は試験日数の削減）

- 週間の水質試験については、1日3回の試料採取を連続6日間（操業日が5日以下ではその日数）実施することとなっている。
- 週間での汚濁負荷変動が小さい（毎日、一定量で同一の原料が投入され、生産される）ことが確認できる場合には、週間試験を省略（又は試験日数の削減）することが可能と考えられ

る。

○このようなことから、実証機関において週間試験の省略等が可能になるようにする。

○改訂箇所等は、次のとおりである。

・20 ページ（4. 試料採取（1）の部分）

現行→「実証機関は、試料採取の採取位置、期間、頻度等を、JIS K 0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」及び技術実証委員会の助言を参考に決定する。試料採取時期や頻度の決定にあたっては、実証試験実施場所の操業パターン等の情報を元に、運転の安定性の評価の観点を考慮しなければならない。このとき、表 8 に示す値以下の頻度を設定する場合には、その理由を明記することとする。」

改訂→次を追加する。

「また、週間での汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、週間試験を省略（又は試験日数を削減）することができる。」

### 3. 試験結果報告書概要フォームへの「技術適用可能分野」の追加

○実証試験結果報告書概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用可能分野（例えば、食品排水、厨房排水、染色排水、生活排水等）を追加すれば、食品系排水以外を扱うユーザーにも認識してもらえる。

○概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用分野の記載を可能とする。

○改訂箇所等は、次のとおりである。

・44 ページ（製品データ）

現行に追加→製品データの下部に「技術適用可能分野」を追加する。

次年度より

ワーキンググループの設置要綱等を変更する。

そもそも論で今更ですが、検討会の名前は「有機性排水処理技術WG会合」となっていますが、なぜ「小規模事業場向け」というのが抜けているのでしょうか？第1回の設置要領の資料からそうになっていますが、実証試験要領は「小規模事業場向け」が付いています。また、環境省の報道発表では常に「小規模事業場向け」という名称をつけています。

単なるミスなのか何か意図があっそうなっているのか、いずれにせよ、少なくとも来年度からはどちらかで統一すべきだと思っています。（実証試験要領に合わせるのが適切だと思います）